



静岡県立こころの医療センターの物品調達等に係る入札について [公告]

次のとおり一般競争入札を行うので、地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程（平成21年4月1日規程第37号）第5条の規定に基づき公告します。

令和元年7月8日

静岡県立こころの医療センター
院長 村上 直人

記

1 調達内容

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 入札番号 | こ医総第20号 |
| (2) 購入物品及び数量 | ベンチ等 一式 |
| (3) 購入物品の特質等 | 仕様書のとおり |
| (4) 納入期限 | 令和元年9月28日（土） |
| (5) 納入場所 | 仕様書のとおり |

2 競争入札参加資格

- 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第3条1項、3項及び4項の規定に該当しない者であること。
- 静岡県の物品購入等に係る入札参加資格を有していること。
- 静岡県の物品購入等に係る業者指名停止基準による指名停止期間中の者でないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

3 仕様書・入札心得の配布期間、配布場所及び配布方法

- 配布期間 令和元年7月8日（月）から令和元年7月10日（水）まで

- (2) 配布場所 静岡県立こころの医療センター ホームページ上
(<http://www.shizuoka-pho.jp/kokoro/auction-information/index.html>)
- (3) 費用 無料

4 入札参加申込書等の提出

本入札に参加を希望するものは、次により入札参加申込書のほか、入札説明書に記した書類を提出すること。

(1) 提出期間

令和元年7月8日(月)から令和元年7月10日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 提出場所

静岡県静岡市葵区与一4丁目1番1号
静岡県立こころの医療センター 総務経営課総務係
電話番号 054-271-1135

5 入札執行の日時及び場所

(1) 入札日時 令和元年7月16日(火) 午前10時00分

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区与一4丁目1番1号 静岡県立こころの医療センター 講義室
電話番号 054-271-1135

(3) 入札方法

総価による。郵送及び電送による入札は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 詳細は入札説明書による。